

<失踪宣告>

1 概要

不在者（従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者）につき、その生死が7年間明らかでないとき（普通失踪）、又は戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇しその危難が去った後その生死が1年間明らかでないとき（危難失踪）は、家庭裁判所は、申立てにより、失踪宣告をすることができます。

失踪宣告とは、生死不明の者に対して、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度です。

2 申立人（申立てができる人）

利害関係人（不在者の配偶者、相続人にあたる者、財産管理人、受遺者など失踪宣告を求めるについての法律上の利害関係を有する者）

3 申立先

不在者の従来の住所地又は居所地の家庭裁判所

不在者の従来の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

（不在者の従来の住所地又は居所地）	（申立先）
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

不在者の従来の住所地又は居所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1※2

チェック欄

①	収入印紙・・・失踪者1人につき800円分	
②	連絡用の郵便切手・・・84円切手 × 22枚 320円切手 × 2枚 10円切手 × 10枚 1,089円分切手 × 1組	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※3	
④	不在者の戸籍謄本（全部事項証明書） ※4※5	
⑤	不在者の戸籍附票 ※4	
⑥	失踪を証する資料（捜索願受理証明書，失踪者あて返戻郵便物，失踪当時の事情を知っている人の陳述書等）	
⑦	申立人の利害関係を証する資料（親族関係であれば戸籍謄本（全部事項証明書）） ※4※5	

※1 ここに記載しているものは，審理のために標準的に必要なものであり，事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 申立後に官報公告料4,816円（*）が必要になります。これについては，申立て後，裁判所の指示があつてから納めてください。

（*）官報公告料は令和元年10月1日掲載分から上記金額に改定されました。

※3 住所欄の電話番号は，昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。

※4 戸籍謄本（全部事項証明書）及び戸籍の附票は，3か月以内に発行されたものを提出してください。

※5 同じ書類は1通で足りません。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）